

## 広島市消防局勤怠管理システム構築及び運用保守業務に係る公募型プロポーザル応募説明書

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

広島市消防局勤怠管理システム構築及び運用保守業務

#### (2) 業務内容

応募説明書別紙1「広島市消防局勤怠管理システム構築及び運用保守業務基本仕様書」のとおり。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和14年3月31日

#### (4) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

38,720,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（年度別内訳）

令和8年度 26,400,000円

令和9年度から令和13年度まで 各年度 2,464,000円

#### (5) 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

消防局職員課（広島市消防局4階）

住 所：〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20番12号

電 話：082-546-3426（直通） FAX：082-249-1645

E-mail：[fs-shokuin@city.hiroshima.lg.jp](mailto:fs-shokuin@city.hiroshima.lg.jp)

### 2 応募資格

本プロポーザルに応募しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。共同企業体を構成して参加する場合、いずれかの構成員が(1)から(7)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(6)までの要件を満たす場合に限り認める。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(3) 広島市競争入札参加資格の「令和8年・9年・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。ただし、これにより難しい場合は、次の要件の全てを満たしている者であること。

ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、本市に納税義務がない場合は、申立書（様式2）を提出すること。

(5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している

団体でないこと。

- (6) プライバシーマーク又は ISO/IEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証を取得していること。
- (7) 令和3年4月1日以降公示日までに、政令指定都市又は管轄人口100万人以上の団体において、勤怠管理に関するシステム構築業務を請け負った実績を有すること。

### 3 公募型プロポーザル説明書等の交付方法

公募型プロポーザル説明書及び応募書類書式の交付については、以下を参照すること。広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) トップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」画面から展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。

#### (1) 交付期間

公示日から令和8年4月7日(火)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

#### (2) 交付場所

前記1(5)の事業担当課

### 4 手続の全体スケジュール(予定)

	項目	日程
1	説明書等の交付(市ホームページで公開)	令和8年3月24日～
2	応募の受付	令和8年3月24日～4月7日
3	応募資格確認結果の通知	令和8年4月10日(予定)
4	仕様書等に関する質問受付	令和8年3月24日～3月30日
5	企画提案書の受付	令和8年3月24日～4月20日
6	企画提案書の説明	令和8年4月下旬
7	受託候補者の特定・通知	令和8年5月上旬
8	契約の締結	令和8年5月下旬(予定)

### 5 応募受付

#### (1) 受付期間

公示日から令和8年4月7日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

#### (2) 提出場所

前記1(5)の事業担当課

#### (3) 提出書類(単独企業の場合)

- ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式1)
- イ 会社概要(様式3)
- ウ 履行実績調書(様式4)
- エ 広島市税の納税証明書(写し可)

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※本市への納税義務がない者にあつては申立書（様式2）を提出すること

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

カ プライバシーマーク又はISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の証明書の写し

＜広島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合のみ、以下の書類も併せて提出すること＞

キ 直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）の写し

(4) 提出書類（共同企業体で応募の場合）

代表構成員が前記5(3)ア～カを提出することに加え、そのほかの全ての構成員は前記5(3)ア・イ、エ～カについて提出すること。前記5(3)キについては、全ての構成員のうち該当する構成員が提出すること。さらに、以下の書類について代表構成員が提出すること。

ク 共同企業体構成表（様式5）

応募者の全ての構成員及びその役割分担（事業役割、設計・開発役割、その他の役割）を明確にし、提出すること。また、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

- 事業役割……本市との窓口となり、協議及び契約等の諸手続きを行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。
- 設計・開発役割…システムの設計・開発に関する業務を全て実施する。
- その他の役割……機器調達やネットワーク設定等に関する業務を実施する。

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）

(6) 応募資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに応募資格確認結果通知を発送する。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年3月30日（月） 午後5時15分

(2) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式6）を作成し、電子メールにより前記1(5)の事業担当課E-mailアドレスに送付すること

(3) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（前記3公募型プロポーザル説明書等の交付方法と同様）に掲載する。

7 企画提案書等の作成と提出

(1) 企画提案書等の作成

提案は、応募説明書別紙2「公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」を参照して行う

こと。

(2) 提出書類

表紙、企画提案書及び見積書 9部（正本1部+副本8部）及び電子データ

(3) 提出期限

令和8年4月20日（月） 午後5時15分

(4) 提出方法

紙提出分（正本1部+副本8部）については、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限り、期限までに必着のこと。）とし、同内容（副本版）の電子データについては、電子メールにより前記1(5)の事業担当課あて提出すること。

(5) 留意事項

ア 企画提案書は1者（1共同企業体）1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出期間内に企画提案書を提出しなかった者については、プロポーザルを辞退したものとみなす

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式7）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

8 企画提案書の説明

(1) 企画提案書の説明は令和8年4月下旬頃（現状、令和8年4月27日（月）としているが、変更となる場合がある。）に広島市内で開催することを予定しており、日時、場所については別途通知する。

(2) 応募者による提案内容の説明は30分、質疑応答は15分として実施することを予定している。なお、企画提案書の説明を欠席した場合は、その提案を無効とする。

(3) 企画提案書の説明者は、原則業務従事予定者が行うこと。また、各提案者の説明者は4名以内とすること。

(4) 説明にあたっては、システムの画面イメージを用いて説明すること。また、企画提案書のダイジェスト版等をモニターなどに投影し、説明することも可能とする（モニター及びHDMIケーブルは広島市で準備する。）。ただし、企画提案書にない追加提案は認めない。

なお、説明に当たっては社名を名乗らず実施すること。

9 審査方法

(1) 審査

企画提案書及び企画提案書に係る説明を踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「広島市消防局勤怠管理システム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 評価基準

応募説明書別紙3「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も

高い提案内容が、本市の求める最低水準（6割）に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

## 10 審査結果

### (1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に書面により通知する。

### (2) 審査結果の公表

ア 審査結果の通知後、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページで公表する。

イ 審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

## 11 契約の方法等

(1) 特定した受託候補者を当該契約の見積書を徴取する優先交渉権者に決定し、優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

ア 契約を締結する場合においては、「構築（令和8年度）」と「運用・保守（令和9年度から令和13年度まで）」の2つの区分においてそれぞれ納付しなければならない。

イ 「構築」に係る契約保証金は、契約締結日までに契約予定金額のうち「構築」に係る経費の100分の10以上の契約保証金を納付し、併せて「運用・保守」の履行開始までに「運用・保守」に係る契約保証金を納付する旨の誓約書を提出しなければならない。

ウ 「運用・保守」に係る契約保証金は、「運用・保守」の履行開始7日前の日（当日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、当日前において、当日に最も近い同項各号に掲げる日でない日。以下同じ。）までに「運用・保守」に係る経費の最高支払限度額（各年度の支払限度額のうち最高額。各年度の支払限度額が同額の場合は、年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約の継続性から「運用・保守」に係る契約保証金の納付は「構築」に係る契約保証金を充当することができる。その場合、「運用・保守」の履行開始7日前の日までに、その旨を文書で申し出を行い、「構築」の履行確認検査終了後、充当後の残金を請求するものとする。

エ 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結し、広島市に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。この場合においても、「構築」と「運用・保守」を分けて保険に加入することができる。

オ 「構築」と「運用・保守」を分けて保険に加入する場合において、「構築」に係る履行保証保険については、「構築」に係る履行期間を保険期間とし、併せて「運用・保守」の履行開始までに「運用・保守」に係る契約保証金を納付する旨の誓約書を提出しなければならない。

カ 「運用・保守」に係る履行保証保険については、「運用・保守」の当初の履行保証保険（1

年間又は複数年間)を提出する際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日までに、残余年度の履行期間について、これを保険期間(1年間又は複数年間)とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前日までに最高支払限度額の100分の10以上の契約保証金を納付することの誓約書を提出しなければならない。なお、当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。その後の残余年度の履行保証保険についても、同様とする。

なお、履行保証保険契約の締結にあたっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年間の場合は審査に時間を要するため、契約締結日になって初めて保険の申し込みをすると保険の締結ができない場合があることから必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

- (3) 優先交渉権者と協議が整わなかったとき又は優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しないときは、優先交渉権者の決定を取り消すとともに、次順位の者を優先交渉権者とし、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

なお、正当な理由なく契約を締結しないことにより、優先交渉権者の決定を取り消された者は、損害賠償金として入札保証金に相当する額(企画提案時に提出した契約期間における費用の見積総額の100分の5)を広島市に支払うものとする。

- (4) 共同企業体で本プロポーザルに参加した場合は、代表構成員が本市との連絡窓口となり、契約手続等を行う。

## 12 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに応募しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。
- (8) 基本仕様書等は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書及び質疑応答書の内容については全て契約書にその内容を記載(添付)し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (9) 企画提案書に記載した技術者等の配置変更は、原則、認めない。

- (10) 企画提案書のうち個別機能の別紙として提出した機能要件一覧対応可否回答書（様式8）のうち、必須機能に1つでも対応不可（×）がある場合はその提案を無効とする。
- (11) 企画提案に際し、応募資格確認申請時に本市に機密保持誓約書（様式9）を提出し、当該機密保持誓約書に記載された事項を遵守する応募者に限り、次の資料を閲覧に供する。  
 なお共同企業体での応募の場合、閲覧を行う可能性のあるすべての構成員が誓約書を提出すること。

関係資料	閲覧方法
出勤簿 整理区分表	左記資料を収録したデータを、応募者へ電子メールにより送付する。
帳票 サンプル	
指定当務実施要領	
週休2日制実施要領	
消防局の隔日勤務者の勤務時間及び執務の基準	
警防部警防課の三部勤務者の勤務時間の基準	
給与の手引き（抜粋）	
給与支給事務の手引き（抜粋）	
勤務時間・休暇制度ハンドブック	
会計年度任用職員ハンドブック（抜粋）	
広島市消防局パートタイム会計年度任用職員取扱要綱	
広島市消防職員服務規程	